

来年4月に入所・入園する

保育所・幼稚園の園児を募集します

【お申込み受付期間】 11月30日(月)～12月18日(金)

保育所

【入所対象者】 小学校就学始期に達するまでの児童で、家庭での保育ができない児童
(平成16年4月2日以降に生まれた児童)

【入所定員】 横田保育所 90名 三成保育所 120名
馬木幼稚園 55名 阿井保育所 55名

【受付期間】 11月30日(月)から12月18日(金)まで

【入所手続】 ○入所手続など詳しいことは、各自治会配布の回覧文書をご覧ください。

入所申込用紙等は、役場町民課または各保育所にあります。

現在、保育所に入所しているお子さんについては、申込用紙を各保育所を通じてお渡しします。

	保育時間		開所時間	
	(平日)	(土曜日)	(平日)	(土曜日)
横田保育所	8:30～16:30	8:30～11:30	7:30～18:30	7:30～17:30
馬木幼稚園				
三成保育所				
阿井保育所				

*19:00までの延長保育を実施します。

(お問合せ先) 各保育所・町民課 有線31-5104 電話54-2510

幼稚園

【入園対象者】 平成22年4月1日時点の年齢

3歳児 平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれの幼児

4歳児 平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれの幼児

5歳児 平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれの幼児

【通園区域】 各区域とも小学校区とします。(ただし、高尾小学校区は三成幼稚園に、高田小学校区は亀嵩幼稚園となります。)

【受付期間】 11月30日(月)～12月18日(金)まで

【入園手続】 各幼稚園及び教育委員会に備え付けの入園願書に必要事項を記入の上、幼児本人の住民票抄本を添えて、該当の幼稚園へ提出ください。

詳細は自治会回覧文書、各幼稚園又は教育委員会へお問合せください。

(お問合せ先) 教育委員会学校教育係 有線 20-4264 電話 52-2680

県内初の「子育て応援特別手当」を支給します

基準 平成21年10月1日現在、奥出雲町で住民登録または外国人登録をされている方

対象者 平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれまでの子どもがいる世帯の世帯主

支給額 対象児童1人につき36,000円

申請方法 11月20日から受給申請用紙を送付しています。この申請書に必要事項を記入の上、郵送または下記窓口に提出して下さい。

申請期限 平成22年2月26日(金)まで

支給予定日 12月4日までの申請受付分は、年内の支給を予定しています。



<お問合せ先>
町民課 有線31-5104・電話54-2510

<申請窓口>
町民課(仁多庁舎)・町民福祉係(横田庁舎)

大きく育て 思いやりの木

横田小学校で「人権の樹」を植樹



「人権の樹」の成長を願って植樹

横田小学校で十一月五日、「人権の樹」の贈呈式と植樹(雲南人権擁護委員協議会主催)が行われ、全校児童百七十人や関係者が出席しました。同校では、三年前から人権の花づくりに取り組み、そのお礼として、雲南人権擁護委員協議会から、今後より一層の思いやりの心、命や友達を大切にすることを深まりを願うハナミズキが贈られました。ハナミズキは、明治時代に日本が贈った桜のお礼として、アメリカから贈られた友好の象徴とされ、四季折々に楽しむことのできる樹です。

植樹では、児童を代表して、横山乃輝君(六年)と藤原夏絵さん(五年)が、同協議会の蓮岡法晴会長らと共に、校庭の一角に苗木を丁寧に植えました。また、環境委員長の浅野風夏さん(六年)が「この樹を大事に育て、これからも自分の命、友達への思いやりの気持ちを大切にしたい」とお礼の言葉を述べました。最後に、六年生全員が、人権の樹が元気に育つようお願いを朗読し、参加者全員が人権を大切にしようという心に誓いました。

「人権週間」が始まります

12月4日から10日まで「人権週間」です。

人権とは、人間が人間らしく生きる権利で、すべての人々が生まれながらにして持っている基本的な権利です。この「人権週間」にあたり、21世紀が「人権の世紀」であることを改めて思い起こし、私たち一人ひとりが「人権」を尊重することの大切さを正しく認識し、「明るく豊かな住みよい社会」をつくりましょう。

特設人権相談所(無料・秘密厳守)が開設になります

いじめ、差別などの人権問題でお困りの方の相談に応じます。

【日時】平成21年12月4日(金)午前10時～午後3時

【会場】カルチャープラザ仁多 1階 和室

横田コミュニティセンター 1階 青年室

当町の人権擁護委員は次の方々です。お気軽にご相談ください。

田部 亨	高橋 正美	吉川 忠夫
尾崎 幹雄	藤原 多加子	千原 真里



人権イメージキャラクター
人KENまもる君 & 人KENあゆみちゃん

「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集します

(財)日本遺族会では「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集します。

同事業は、厚生労働省からの委託・補助を受け実施しており、先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象として、旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の方々と友好親善を図ることを目的としています。費用は、賛助金として一律10万円です。

<実施地域>

西部ニューギニア 東部ニューギニア フィリピン
ミャンマー 中国
お申込みは、お住まいの各都道府県遺族会へ

日程の詳細は、
(財)日本遺族会事業課事業係
03 3261 5521
内線3656～8まで。